

す。しかしながらこれらの全部を母子寮、保育所に收容することは必ずしも必要ではないと考へておりますので、これらのうち眞にやむを得ないものにつきましては、今御説のような母子寮の増設ということも必要かと考へておるのであります。一應われ／＼といはしましては、これらの母子の保護のために三年計画とか、五年計画というやうなものをもちまして案をつくつておるのであります。これらの問題につきましては財政とのにらみ合せもございまして、その財政の許す限りにおいて早い機会にこれらのものが実現するように最大の努力を拂ひたい、かように考へておるのであります。

○岡(良)委員 この母子寮あるいは保育所についてでございますが、最近、育所についても元來日本は乳幼児死亡率が非常に高いところでございまして、この保育所や母子寮、特に保育所の厚生のな方面の指導、要するに乳幼児の健康に関する指導というふうな点について、何か具体的な特別の御指導等についてお考へがあるかどうか承りたい。

○小島政府委員 わが國におきまする乳幼児の死亡率が非常に従来多かつたのでありますが、最近におきましてはこの点においては非常に進歩いたしました。現在におきましては大正八、九年の日本最高の百人に十六、七人の死亡者を出した當時に比べますと、昨年は約三分の一の低下率になつております。この点においては日本の乳幼児の死亡が終戦後最近著しく減少したというところは、日本の文化國家がだん／＼現われる一つの大きな意義といたしまして、われ／＼といたしましてはまことに

に意を強ういたしておるのであります。保育所のことについて、特に保健衛生の面について注意を拂つてゐるかという御質問でございますが、この問題につきましても児童福祉法によりまして、最近最低基準というものが設定されまして、保育所に必要な保姆とか、必要な職員との構成につきましてもいろいろ考へておられて、それらの職員の衛生的な指導につきましても必要な指導を加へ、それらを扱う保姆さんについては相當衛生的な知識を興へるやうなくふうを凝らしておるのであります。

○岡(良)委員 母子寮等に收容されておる氣の毒な家庭の方々に対しては、物質的ないろいろの援護の点と同時に、精神的な意味での援護を申します。か、あたかと思ひやりの手を常住不斷に差延べる必要があると思ひますが、こゝういふ点について何か具体的に御考慮になつておりますか。

○小島政府委員 母子寮に入つておるばかりでなく、母子寮に入らなかつても、未亡人であるというやうな關係で精神的な方面におきましても非常な痛手をこうむつておる家庭につきましても、政府といたしましては、民間といたしましては、物質的な援助をはかるばかりでなく、精神的な一つの援助といふものが必要であるといふ／＼は痛感しておられて、そゝういふ方面につきましても將來大いに努力いたしたい、かように考へるのであります。

○岡(良)委員 最近あるいは今後における生活の窮乏とか、また失業者の増大といふふうなことを考へますと、一般的な労働人口の移動だとか、あるいはまた家庭婦人の授産場進出等々と

いふやうなことも十二分に予想されると思うのであります。地方におきましては授産場と保育所ないし母子寮等の総合的な施設、こゝういふものを要求せられる声もかなり廣汎にあるやうに承知いたしておるのであります。將來そゝういふ観点に立ちまして、授産と母子寮といふやうな総合的な企画を具體化せられるやうな御用意はないか、そゝういふ点をお伺ひいたします。

○小島政府委員 母子の援護につきましては、今の御意見の通りでございます。総合的な援護が加へられることが必要であると思へておるのであります。その意味におきまして母子寮、保育所、あるいは授産場の問題、内職の問題、それらのものができる限り総合的に運営されるやうにわれ／＼も考へて努力いたしております。

○岡(良)委員 青少年の不良化防止は、先般本院でも決議となりまして、現在重大な社会問題になつております。私どもも地方におきまして、しばしばこの声を聞くのであります。地方で青少年の不良化防止のための問題を取上げまして、いろ／＼懇談会のやうなものを催しますと、PTAもあり、教員組合もあり、あるいは教護連盟もあり、児童福祉委員あり、家庭審判所もあり少年相談所あり、いろ／＼な機構の方々の代表があらはれて、それぞれのわくの中からものを申されまして、結局この会が何ら効果を收めないといふやうな形で、形式倒れと申しましうか、機構倒れになつておるやうな感じがいたします。今度の改正法案によりまして、市町村においても児童福祉を中心とする審議会のようなものが設けられることになつておること

は、私どもも双手をあげて賛成しております。が、こゝういふ審議会の大きな任務は、当面するところの澎湃たる青少年の不良化防止という点にあるやうかと信じておるのであります。そゝういふ点につきまして、そゝうした審議会が具體的に何をやるのか、何を目標としてやるのかといふやうな点についての、審議会のいわば実践のための基本的な方針といふやうなものについて、厚生省当局として御用意があるかどうか、この点承りたいと思ひます。

○小島政府委員 ただいまもお話になりましたやうに、青少年不良化防止の問題は、非常に大きな問題でありまして、この問題につきましては、先般閣議におきましても、青少年不良化防止の閣議決定をいたしまして、児童福祉法の改正案にありますが市町村児童福祉審議会といふやうな問題が非常な関連がございまして、われ／＼といたしましては、青少年の不良化防止の問題といふのは、各方面の人口がこれに対してそれが一番必要ではないかと思ひます。最近におきましても、たとえて申しますれば、学校の近所におきまして長期の欠席の者があつたことを学校の先生が調べてまわつて、そのことを特に児童委員なら児童委員に報告してもらふといふやうな、それ／＼の分野におきまして、それ／＼の分野の人が協力するやうな体制をつくる必要がある。そゝういふ意味において中央におきましては中央児童福祉審議会、府縣におきましては府縣児童福祉審議会、市町村におきましては市町村児童福祉審議会といふものが中心になりまして、PTA、警察の關係あるいは学校の先生、あ

るいは児童委員、町村の關係、そゝういふやうな人々が各分野において協力してこの問題を解決する、こゝういふ方向に進みたいといふやうに先般閣議決定になつたのであります。われ／＼としてそゝういふ精神に沿つてやつて行きたいと思つております。

○岡(良)委員 機構をつくることはまことにけつ／＼なんですが、機構を現実的に即した具體的な方針に従つて運営されるやうに、中央の方で具體的な活動の方針を示していただきませんと、機構倒れになる傾向が、從來ともすればあることを御注意申し上げて、御善処を願ひたいのであります。

それから私どもも地方で見えておると、児童の不良化につきましては、学校の出欠が非常に大きな目途になるわけでありまして、それで金澤市の新制中学で、昨年十二月までに出欠常ならざる児童が千八百名ございまして、その中で全然学校に出ない児童が二百七十名あります。なぜ学校へ出ないかといふ家庭の事情を、PTAといたしましてそれ／＼の家庭について實際調査いたしました。ところがそのほとんど八七%までは家庭が貧困である。學費がない。お小づかいに腐心しておつて、肩身が狭くて一人前のおつき合ひができないのでついでに学校に行かない。それから六・三割に対する家庭の認識がなくて、六年を出れば倒れるといふので、基準法をもぐつて働かせにやつておつた。要するに家庭の貧困にあるといふことに原因しておるのであります。

それに対して私どもも苦慮いたしておるのであります。もちろん義務教育は國が全額を負担するといふことが実現されれば、この問題も多少緩和され

るかと思つてありますが、それはさ
ておきまして、現在教育についての各
自の部署が民生委員のお世話によつて
與えられております。これが現在のよ
うな生活保護のための生活資金の僅少
でありますために、学費の方にもつと
も使われておりません。みんな生活資
金の補填に使われておつて、学費のた
めに使われておられないというような状
況になつておるのであります。これを
やはり学費として支給したものは学費
として使う。あるいは現物で支給する
とか、あるいはその使用については学
校の教師あるいは児童福祉委員が責任
をとるとかいうふうな形において、生
活保護を受けておる家庭の児童の学費
として支給されておるものは、これを
もう少し増額いたしまして、学費とし
て實際使われるようにする必要があり
はしないかと考えるのでありますが、
こういう点について厚生省当局の御意
見をお伺いしたいと思ひます。

○小島政府委員 ただいまの問題につ
きましては、社会局長の方から御答弁
申し上げた方がよろしいかと思ひます
が、今のように生活保護法の運用の問
題につきまして、学資金というものが
非常に少い。従つてそれがほんとうの
学資になつていないというような御意
見であります。これらの生活保護法の
基準額の問題につきましては、現在
におきまして社会課の方でも考究され
て、できるだけそういう精神に沿ひ得
るように漸次改めて行きたい、かよう
に考えております。

○田田委員 私はまず児童福祉法全体
が、当局の仕事といたしまして非常に
片寄つておるといふことについて言ひ
たいわけでありまして、これは予算の面

を見てよくわかるのでありまして、
昨年度は予算の大半八割近くのもの
が全部浮浪児とか、あるいは不良児と
か、孤児とかいうようなものの施設に
使われておつて、そのほかの一般の児
童や母子に対する予算というものが非
常に少かつた。ところが今年度におき
まして、昨年よりは多少改正されてお
るものでありますけれども、児童局の
十億円の予算のうち五億三千七百萬
円までが、やはり浮浪児とか不良児と
か孤児とかいうような人たち、つまり
目の前に捨てておけないという人た
ちのために使われておるのであります。
その反面に、一般の勤労階級の人
たちが要望しておるような、一般の母
子に対する保護というものが少しもな
されておらない。母子寮にいたしまし
ても、託児所にいたしましても、保育
所にいたしましても、あるいは産院に
いたしましても、そういう施設の増設
の費用が全面的に削られてしまつてお
る、こういう状態にあるわけでありま
す。元來こういうような一般母子の状
態を解決しないで、大部分はそこから
発生するところの不良児の跡始末ばか
り追いかけておるといふようなやり方
では、一般母子の福祉を目ざしておる
本法の目的として、これは非常に問題
じゃないか。抜本的に一般の母子に対
する厚生当局の対策というものを対し
まして、私は今日は厚生大臣の御答弁
を伺いたかつたのでありますが、厚生
大臣はやはり神経痛かでおいでがな
い。もし厚生大臣がおいでにならなけ
れば、この質問はあらためてすること
といたしまして、厚生次官からかわつ
てこれに対する御答弁をお願いしたい
と思ひます。

○亘政府委員 本日大臣は病氣とは私
承つておりませんが、何かほか
に御都合があるかと思つております。
まことに遺憾でございます。御指摘の
ように児童に対しての福祉の本質に沿
わないような運営であつて、もつと本
質に沿うようという御意見でござい
まして、まことにものともだど私ども
もさう心得ております。あまりにも
浮浪児とか、そうした者にのみ活動
しておるように見受けられるというお
話でございますが、決してさうな偏
した形にあつてはならないものである
ことは当然でございます。全面的に
本福祉法の精神に沿う運営をして行か
なければならぬのはもちろんでござ
います。その意味からいたしまして、
母子寮あるいは保育所、そうした社会
局担当の問題にも相なりますが、そ
ういふものの調整によりまして、本
福祉法が十分に運営されるということ
でなければならぬと考えております。

○田田委員 ただいま厚生次官の御答
弁でありましたけれども、從來いろいろ
の会合などでお伺ひしたところによ
りますと、本年度は母子寮にいたしま
しても、保育所にいたしましても、こ
ういふものの拡充費は全部削減されて
おる結果になつておるに承知いた
しておるのでありますけれども、これ
はそうではないのでございまして、

○小島政府委員 お話のごとく公共事
業費の問題におきまして、相当保育
所、母子寮の問題があるのであります
が、この問題につきましてはわれ／＼
としても、將來とも大いに努力いたし
たいと考えております。

○田田委員 これは將來努力されて、
どの程度実現されますでしょうか。そ
ういふお見込みをお持ちでございまし
ようか、お聞きしたいと思ひます。

○亘政府委員 こうした公共事業に関
する費用は、御承知の通り公共事業費
の予算の範囲内でこれを取扱つておる
のでございまして、本年ももちろんの
こと、児童局あるいは社会局におきま
して立案され、その立案の精神から申
しますれば、十分こうした施設を拡充
して行くことをモットーといたしまし
て努力して参つたのであります。しか
し遺憾ながらその目的が貫徹できなかつた
のでございまして、これは御承知
のような予算の編成の大きな方針がこ
れを許さなかつたという実情で、われ
われ厚生省当局といたしましては、ま
ことに遺憾なこととございしましたが、
やむを得なかつた処置でございまして。
今後はできるだけ國家財政をゆたかに
していただきまして、こうした施設が
拡充できるように努力もいたします
し、またそれを希望しておるのでござ
います。

○田田委員 政府は当初児童局に對し
て三十億の予算を組んでおいでになつ
た。そしてそのうち約四分の一に當
る七億圓、というものを託児所なり、保
育所なり、あるいは母子寮なりの拡充
費に充てておられる。私どもはこうい
うような報告を受けておつたのであり
ます。政府からいたいただきました予算の
資料を見ましても、はつきりさういふ
ふうになつておりますが、これは確か
に政府が昨年度の視察の結果、こうい
う方面が非常に不足しておるといふこ
とについて御注意に相なつて、わざわざ
さういふような比較的儿童局として
は多額のものをこの方面に充てよう、

こういう努力をなすつたということが
わかるのでありますが、これが予算折
衝の途中において、いかなる外部との
折衝があつたかは知らないものであり
ますけれども、こういう予算がなくては
そも／＼この児童行政はできないとい
うことがはつきりわかりながら、これ
を放棄されたことにつきましては、私
は厚生当局がこういう児童行政に對し
て、非常に熱意を持つておられない結
果が――これはさうでないというふう
におつしやるのでありまして、さうい
ふ結果としてさういふ結果になつた
ことを私は遺憾に思ひます。今当
局者の方も今後の予算の獲得に努力す
ると申されておるのでありますから、
どうぞ公共事業費その他の中で融通で
きるものをできるだけたくさんこうい
う施設の拡充の方に充てていただき
たいということを重ねてお願いしたい
と思ひます。

それから現在の浮浪児、孤児ある
は不良児、こういう養護課の対象にな
つております児童数、今年度の予算
の中約五億三千七百萬圓、これの対象
になつております者の数は、大体どれ
だけ当局はお見込みになつておりま
しうか。またさういふ今年度の予算に
見込まれておる者以外に、当局として
どれだけ全國にこの問題児がおると見
込んでおられるか、この数について御
答弁願ひしたいと思います。

○亘政府委員 今の關係は、大体われ
われといたしまして児童施設に保護さ
れておる児童のことを考えておるので
ありますが、その費用といたしまして、
今お話のような予算を計上いたしました
のでございまして、全体といたしまして
約二万人近くというふうになつており

ます。

○市田委員 二万人を対象としておられるわけですか。対象外になつておるもので調査に上つておる数というものについてはおわかりになりませんか。

○小島政府委員 暮らしが苦しい、つばな家庭があつても、子供の浮浪といふことが起るわけですから、そういう者に対しては指導という問題であつて、保護という問題ではないのでございます。そういう面でも指導といふ面において問題があるわけで、従つて予算面としては別に大きな額としては計上されません。こういうことになつておるわけでありませう。

○市田委員 それからこれは現在各所で問題になつておるわけでありませうが、現在生活の困窮のために小学校及び新制中学の生徒などの長期欠席といふことが問題になつておる。たとえば東京都の民生局の調査でも、二百三三帯のうち百六十世帯、約八〇%までが、その子弟が長期欠席をしておるといふ状態なんです。それで工場へ行くとか、あるいは行商するとかいふことをやつておるわけなんです、こういうことに対しては児童局としての対策はいかになつておりますか、それをお聞きしたい。

○小島政府委員 今日長期欠席の児童の中には、ことに新制中学の關係において、ある程度家庭の貧困といふことが相当の原因で、欠席しておるといふことも十分われわれは承知しておるものであります。これらの問題につきましても、結局一つは家庭の生活の原因もありませんが、同時に義務教育といふものに対する觀念がまだ不徹底だ、こういう点もございませう。こういう点につ

きましてはわれわれもいたしましては關係省ともよく連絡いたしまして、できる限りこれらの児童が義務教育を受け得るような適当な処置を講じたいと考えております。なお生活保護法の關係につきましても、今のうちに社会局の方面で、規程の問題につきましてもできる限り規程を上げるように現在努力しておりますが、最近においてその規程もある程度上げ得るような見通しもついております。できる限りそういうことによりまして保護の方も十分いたしまして、あわせて義務教育が完全に行われるようにいたしたい、かように考えます。

○市田委員 当局の調査によりますと、当然支給されなければならぬ児童の給食費や、あるいは学費などが渡つていないものが多い。特に地方ではこれが多く、これに対して当局はどういう処置をお講じになるか。

○小島政府委員 そういう問題につきましては先ほどもお話し申し上げましたように、できる限り実情に即してそれが実施されるように努力いたして参りたいと考えます。

○市田委員 現在それがあつたわけ、そのために貧困者の家庭は子供の教育が非常に重荷になつておるわけなんです。もう少し具体的に、たとえばどういう処置をとつたとか、あるいはどういうことについてはつきりした御答を伺いたしたいのです。

○小島政府委員 そういう問題につきましても、先ほど申し上げましたように生活費の限度の問題について改訂すべく努力しておりますが、いまだ決定しておりません。決定いたしましたら

社会局の方から御報告申し上げたいと考えてます。

○市田委員 ただいまの当局の不熱心に対しては私は不満を持つのであります。どうぞ、これが少数でなく非常に多数を占めておる關係上、ぜひ一日も早くかつ具体的な処置が講ぜられ、まずそこをお願いいたします。なお後刻どういう処置がとられておるかという御報告をお願いいたします。

それから現在收容所におきまして放火とか集團逃走とかいふ悪い事件が起つておりますが、これは一面收容児に対する非人道的な取扱ひがあるといふことが、新聞紙その他でも報道されているわけなんです。こういう收容所の不完全な施設、あるいは非民主的な児童の取扱ひ方に対して、児童局としてはどのような処置をお講じになつておるか、御答を伺いたしたい。

○小島政府委員 新聞で大部分集團逃走といふ問題が起つておる事件につきましても、直接私どもの關係する児童ではなく、主として犯罪少年で、法務廳關係の少年らしいやうございまして、私どもとしては直接扱つておりません。が、今のやうな問題につきましても、私どももいたしましてきつめて深い關心を持ちまして、法務廳の方とも連絡いたしまして、そのやり方につきましても、できる限り児童の福祉の方面から適当な方法が講ぜられるよう努力いたすやう協力いたしております。

が講ぜられない、あるいは勧告がされ得ないやうな状態にあるのですか。

○小島政府委員 犯罪少年は御承知の通り法務廳の責任でありまして、われわれは協力をするだけで、責任は法務廳でやる、こういうことになつております。

○市田委員 先ほど市田委員が指摘されましたように、児童行政が一本になつていないという点から、いろいろ矛盾が起つておると考えておるのであります。たとえば学校の児童行政、給食問題は、これはすぐ文部省關係になつておるとか、そういう犯罪あるいは不良の少年の問題は、これは法務廳關係になつておるとか、いろいろな、非常になや張り的な問題があつて、そのために児童の厚生行政といふものが十分行われていないという現状に対して、さうに厚生当局としてどうも適当な処置が講ぜられたいといふことをお願いいたしたわけなんです。特に学校の児童といふものは、児童層の非常に大きな部分を占めておるものでありまして、これが全然文部省側だけに任せられていて、非常に不完全な厚生状態にあるといふことに對しましては、やはり厚生当局として、もつと機構の面についても十分御考慮願ひたいといふことをお願いしたいと思ひます。

次に直接今度の改正の点につきましてもお聞きしたいのですが、児童福祉法の第二條、これは直接今度の改正には關係がないのですが、この第二條に「國及び地方公共團體は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健康に育成する責任を負ふ」といふやうな規定がなつてありまして、これは非常に児童福祉法について國家が持つやうとしてお

る大きな熱意の現われであり、條文自体には私は非常に賛同するわけでありませうけれども、具体的に、それではもしも児童の保護者がいない場合、あるいは病氣だつたり何かして、事實上の保護者として活動することができない場合に、國及び地方公共團體は「児童を心身ともに健康に育成する責任」を具体的にどんな形で負ふといふことを義務づけられておるのか。この点についてお聞きを願ひいたします。

○小島政府委員 最初の御意見でございますが、この問題につきましてもはなれわれといたしましては非常に努力いたしまして、たとえば少年の不良化の問題が大きな問題になつて、先ほど申し上げましたように閣議決定で、この問題についてなるべく一元的に、総合的に、連絡的にやるということになつておりました。この問題につきましても警察あり、学校あり、指導員の關係があり、市町村の關係もあつて、みんながそれらの分野において協力するやうな態勢をつくるよう考えております。その運営につきましても、できるだけ御趣旨に沿つて努力したいと考えております。

今の第二の問題であります。現在たとえば保護者のない児童につきましても、第二章に規定がございまして、それそれの施設に收容するとか、あるいは里親制度をとるとか、それと、市町村におきまして措置を講ずることが現在なされておるものであります。それらにつきましても先ほど申し上げましたように、特殊児童の保護の方が多過ぎるやないかという御指摘がございましたが、そういうやうな家庭に恵

まれない児童につきましては國家、府縣、市町村といたしまして最大の保護を加えるよう、法律上もありませんし、現在もこういうことが実施されておるのではありません。

○**荻田委員** 次に八條、九條のことについてお伺いしたい。児童福祉委員会というのできてはいるわけですが、中央におきましては厚生大臣の諮問機関となつてゐる。しかしながらほんとうに児童行政の指導に徹底的な權威を持つたためには、これは諮問機関でなくてむしろ執行機関として取上げた方がいじやないか。こういう考えを持つものですが、当局の御意見はいかがですか。

○**小島政府委員** これは形式的に申しますと、諮問機関となつてはいますが、その運営のやり方につきましては單なる諮問機関ということではなく、できる限りこれに児童福祉の輿論が反映し、またそれによつて運営されるように、われ／＼として努力いたしておりま

す。従つてその構成につきましても、そういう精神に沿うように努力いたしておるのであります。

○**荻田委員** それでは實質的にはこれが執行機関にかかわるべき大きな權威を持つてゐる、かように考えてさしつかえないのでございませうか。

○**小島政府委員** 執行機関ではございませぬけれども、單なる従来の諮問機関というやうな形式的なものでなく、相當實質的な働きをするやうな機関であるか、かように考えておるのであります。

○**荻田委員** それは運用上の問題だと思ひますが、それはそれといたしまして、そういうやうな大きな權威を持つてゐるものであれば、當然この中には特に児童の問題に対して深い關係を持つてゐる婦人団体とか、あるいは労働団体の代表を顔ぶれの中に入れておきたいことは、大きな片手落ちだと思ひます。この点いかがですか。

○**小島政府委員** 婦人団体というものは労働団体というもので、できる限り入れるように努力してゐるのであります。現在も入つておるわけでありま

す。

○**荻田委員** そうすると、それは学識経験者という條項の中にも入つておるのですか。

○**小島政府委員** そうです。

○**荻田委員** そうすると非常に範圍が狭められておると思ふのです。片一方には委員が四十五人の中に、關係行政の官吏とか、吏員とか、あるいは児童の保護保健その他の福祉の事業に従事する者だとかいうやうな人たちがたくさん入つて来るわけですから、それで学識経験者の中から婦人の団体とか、あるいは労働団体からの代表者が選ばれるのだとしたら、そのほかにやはり児童の問題の學者だとか何とか入ると思ふのです。そうすれば少くとも婦人団体とか労働団体とかの代表が、この中の半分は入るやうな法的措置を講じておかないと、直接児童の父兄だとか、最も關係の深い方面の人の声が、片方の官吏とか、あるいは児童福祉施設の指導者たちに対して、非常に劣勢になつて来るのじやないか、このことを考えるのですけれども、この点はいかがですか。

○**小島政府委員** 児童問題は、お話のように各方面の關係の人々がこの問題

について関心を持ち、努力していただかうということが極めて重要である。従つて中央児童福祉委員会の委員の選び方につきましても、あるいは宗教の方面の代表とか、あるいは婦人の關係とか、母子衛生の關係とか、新聞界とか、世論の代表とか、資本家の代表とか、労働者の代表とか、各方面からそれ／＼の観点においてそれ／＼入つておるのであります。そういう意味においてこれらの人がいろいろの分野から入るといふやうにわれ／＼考えておる、そういうふうな運用しておるの

であります。

○**荻田委員** 從來の経験から言いますと、こつた母親の考えでございませうとか、あるいは働いておる人たちの考えとかいうものが、こつたところろに反映されない今までの非常に遺憾な点を埋めるために、ぜひひとつこの中にさういつた労働団体とか、婦人団体とか、母親の声をいれるやうに、特殊な條項を出された方が適當ではないかと私は考えるのですが、その点いかがですか。

○**小島政府委員** これは今の文案の中において大体含まれており、運用によつてできる、かように考えております。

○**荻田委員** これ以上は押し問答になりますから、私はその点の質問はやめることにいたします。

次に児童委員が民生委員と兼務いたしておる状態なんですけれども、これは現在東北地方に人身賣買があつても、地元の民生委員がこれに対して知らなかつたといふやうな實際上の欠陥から考えましても、やはり児童委員に

は、児童の問題について最も深い關心を持つておる専任の人を置かなければ、實際の運用上よくないといふことを考えるのです。しかもさういふかなり煩瑣な仕事をしてもらう關係上、これをただ名譽的な仕事として生活のひまにやるとか、あるいは生活に余裕のある人だけしかやれないといふやうな、現在の民生委員が受けておる財政的に保障のない状態では、やはりこれは運営がよく行かないと思ふのです。

それで児童委員を民生委員から兼務を解いて、専任の児童委員を置いて、しかもそれがある程度生活の保障ができれば、最もよく児童委員としての仕事をやつていただけるのじやないか、かように考えるのですが、この点いかがですか。

○**小島政府委員** 民生委員につきましても、できる限り今度の児童福祉法によりまして、民生委員は児童委員と兼務しなければならぬ、こつた意味で時期を早めまして、民生委員であると同時に児童委員として適當の人を選ぶやうに昨年改選いたしましたのであります。その結果によりまして、大部分婦人の方も全国的に民生委員に進出したしました。縣によりましては三割あるいは四割といふやうな縣もあるわけでありまして、かように児童問題について關心を持つた人が、漸次民生委員の中に多くなりつつあるのではありません。むしろ今お話のように全部の民生委員が児童委員としてはたして適任かどうかといふことについては相當問題があるかと存じます。今のやうな御意見につきましては將來研究いたしてみたい、かように考えております。

○**荻田委員** もう一つ報酬の点についてはどうですか。

○**小島政府委員** 民生委員制度といふものは、御承知の通り無報酬で非常に有意義な仕事をするといふ何十年の歴史を持つておるのであります。それと別個に、たとえて申しますれば、現在の児童福祉司といふやうな有給のケース・ワーカーを漸次増して行くかといふ御意見のように考えますが、これはまた別個の問題として考えたい、かように考えております。

○**荻田委員** 民生委員の仕事は、御承知の通り現在非常に複雑なたいへんなものです。これは私直接東京都の民生委員の会合に出てお話を聞きましてもほんとうに民生委員の仕事はまじめにやろうと思へば、少くとも月のうちの半分はその仕事に専念しなければならぬといふ満足な仕事はできないと言つておられるくらいたいへんな仕事だと思ふのです。ところが半面児童の問題はどうかと申しますと、これはすでに議會でも決議されておるのです。最近の児童の不良化の問題にいたしまして、あるいはさうでなくて、戦災の影響をこうむつた孤兒が非常な不幸な状態にあるといふ問題にいたしまして、特に最近の人身賣買の問題などを考えましても、児童のさういふ問題が非常にたくさんある廣い範圍で、しかも複雑な仕事だといふことはおわかりと思ふ。

こつたやうにどこから見てでもたいへんな仕事です。しかるに民生委員に経済的な保障がないといふことで、はたしてその職務を満足に遂行することができるかどうか。われ／＼の考えから言えば、これはほんとうに形式的な規定にすぎないやうに考えられる。こ

の点について御当局はそういうお考えではないのですか、これを伺つておきたい。

○小島政府委員 民生委員制度というのは、御承知の通り今日まで方面委員制度として発達して参りました。これは御承知の通り報酬をとらないで社会奉仕をするという立場から発達して来ておるわけでありまして。それが三十年後の今日まで続いておるのには、やはりその制度が存在する意義があり、効果があつて現在まで続いておるのであります。今日の社会情勢においてそれだけで十分であるかという問題になりますれば、あるいは今日におきましては、もつと十分なるたくさんの方のケース・ウーカーの有給の人を増さなければならぬという問題も起り得るのですが、それかと云つて民生委員制度そのものが、根本的に今日の情勢において否定されるべきものがあるという問題になりますれば、私は相当に考えなければならぬものがあるのではないかと云ふに考へておるのであります。

○堀川委員長 市田委員にちよつと申し上げますが、まだ相当通告者があるのです、できるだけひとつ御圧縮をお願いしたいと思います。

○市田委員 昨日もお願ひしておいたのですが、この問題については私たくさん意見があると申しましたら、政府側の方でむろん十分やつてもらつてかわらないというお話をした。そのかわりに時間が延びて夜になつても私かまわれないわけですから、十分審査させていただきますかと思ひます。

○堀川委員長 政府の方でそういうお考えでしたら……。

○市田委員 ただいまの児童局長のお

考へてすけれども、私はおかしいと思う。民生委員制度というものがどういう事情のもとに三十年前に生れたかというところは問題じゃなくて、現在民生委員的なものが、今の実情にどういう役割を果しておるか、それがはたしてどんなふうになるのか、それがはたしてかかというのをやはり問題にしないで、はたらないかと思う。特に児童福祉のための児童委員というものは昨年できたもので、もつと実情に即した制度がとられてよいと思つておる。そういう制度を改めるためには、国会が開かれておるわけですから、改めることに少しの不自由もないわけですか。そういう点でも少し実情に即して制度を改革していただきたいと思つておるの、現状で十分とお考えになつておるのかどうか、これをひとつ端的に聞きたいと思ひます。

○小島政府委員 ただいま申し上げましたように、現在の児童委員の制度が完全であるかどうかという問題につきましては、私どももむろん意見があるものであります。昨年民生委員法といふものができ、民生委員の改選をいたしたのも、児童福祉法ができ、児童福祉法による児童委員について適当な人を選んだのも、それが努力するようにというので改選したわけ、改選の結果、今申し上げましたように、そういう問題に相当関心を持つた人が選ばれたので、漸次そういう面において児童委員の適当な運営をされるようわれわれとしても最大の努力をしておる。それからその問題については現状で十分か、根本の問題として児童委員と民生委員をもう一度考へ直してはどうかという御意見につきましては、各

方面においてもそういう御意見がいろいろございまして、われわれとして、これは根本問題でありますから、もう少し研究いたしたいと思ひます。

○市田委員 それでは御当局の方でも、この問題について現状を十分と考へておらない、至急にこれについての研究をするという御答弁でありますから、ぜひこれをお願いしたいと思ひます。

次に児童委員の選出の方法でござい。これはなお將來の御研究の資料として申し上げるわけですが、少くとも縣単位以下の市町村の児童委員に對しましては、市町村の選挙と同じような公選の道をとつてもらいたいと思ひます。そうでなくとも、現在では民生委員が土地の顔役とかボスとかいう人たちの、自分の勢力の地盤のための活動に利用されておる向きが非常に多いという傾向があるわけでありまして、そういう点を排除して、ほんとうに児童が安心できるように、そういう保護の方面をやつてもらふためには、やはり母親の立場からしますれば、大きな関心のある問題でありますから、そういう人たちの公選というような方法を講じていただきたいと思ひます。これは將來の問題ですけれども、ぜひこの点を御考慮願ひたいと思ひます。

次に二十三條、四條のことなんです。が、今度の改正では、二十三條の但書を見ると、但し附近に母子寮がない等やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のある施設、生活保護法の適用等適切な保護を加えなければならぬ。こういうことがあります。また二十四條にも同じような但書があり

まして、但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他適切な保護を加えなければならぬ。こういうことなんです。が、それでは母子寮がないときに適当な施設といふものは、何を意味しているのですか。それから保育所がない場合その他の適切な施設といふものは、どういうものを意味しているのですか、これについて具体的な御答弁を承りたいと思ひます。

○小島政府委員 母子寮のない場合に適当な方法をとるといふのはどういふものかというお話であります。が、御承知の通り、現在われわれといたしましては、母子寮が全部に完全にできておるものとは考へていないのであります。得る限り現状に即した保護を加えなければならぬというふうに考へておるものであります。従つて母子寮がないからといってそのまま放任していいというふうな考へ方は、完全に排しななければならぬ。市町村としては適当な施設、たとえば農村なら農村にお寺があるならば、お寺に借入れを申込むとか、あるいはそれ、各地方によつて適当な施設が考へ得る場合においては、最大の努力をなすべきだ、こういう精神をうたつておるのであります。従つてこの施設の中にはいろいろの場合が考へられると思つておる。たとえば引揚者の問題については、引揚者の収用施設があるならば、そういう問題も考へられます。あるいはまた民間において適当な施設があるならば、それを借入れてやるというふうないろいろの措置を考へて、最後まででき得る限りの努力をすべきである、こ

ういう精神をうたつておるのであります。保育所の場合においても、保育所がない場合には放置しておいていいかという問題になりますれば、たとえば養育里親という制度もありますし、いろいろ保護の必要がございまして、施設がないから放任しておくといい考へ方は、この際いけないのじやないか、でき得る限りありとあらゆる方法によつて保護を加えて行かなければならぬ、こういう精神をうたつておるのであります。

○市田委員 そうしますと、いなかのような場合に、お寺にでも託児所とか母子寮の代りを持つて行けばいいじやないかという御答弁だと思ひますが、その場合に私どもの経験では、いかなる寺院等でも、そういうものを設けさせることを好まない。實際あいた部屋があつてもあけないというのが普通なんです。そういうときに、そういうものは政府の力をもつても母子寮あるいは託児所にさせるような処置を講ずることができぬわけですか。その点をお伺ひします。

○小島政府委員 むろん個人の施設を強制的に母子寮とか保育所にするというわけには参りません。しかしながら町村長といたしましては、施設がないからといって放任するのではなくて、それだけの地方の実情に即して、最大の努力をするという例といたしまして、そういう例をあげたわけでありまして、そういう精神をうたつたわけであり

○堀川委員長 ちよつと市田委員にお聞きますが、まだ相当あります。

○市田委員 まだ相当あります。

○堀川委員長 それでは午後續けてい

ただくことにして、ここで一應休憩することにいたします。

午後零時九分休憩

午後一時四十分開議

○堀川委員長 それでは休憩前に引続きまして会議を開きます。

○小島政府委員 二十二年の改正は、経済的理由によつて入院助産を受けることのできない妊産婦を、保健上必要ある場合にそこへ入れるという問題です。御承知の通り生活保護法においては、助産の問題については、生活困窮者については助産費が出るわけでありまして、ただ医学的見地から見まして、その者が入院を要するという場合には助産施設を必要とする。助産施設がなければ附近の産科病院でも産科のお医者さんでもいいわけですが、こういうものについては現行法にはすでに生活保護において適当な措置がとり得るようになっていくわけですから、その点については特に改正の必要を認めなかつたわけです。

○小島政府委員 次に本改正の大きな主眼点の一つである児童の養育禁止の事項が新たに入れられているわけですが、これも、児童の人身賣買の問題は、基本的な児童の人権の蹂躪を禁止するといふので、非常に大きな問題だと思つて、特にこれが現在の一般労働階級の生活の困窮とともに、単に栃木縣とか、茨城縣とか少数地方だけでなく、全国的に潜在的な児童賣買が組織業者の間において廣く行われようとしていく関係がありますので、特にこの点についてははつきりした政府の措置がとられなければならぬと考へるのであります。

○小島政府委員 いわゆる人身賣買事件につきましては、政府といたしましても関係各廳とあつて緊密な連絡をとりまして、これに対して根本的な方針をたてていくわけでありまして、現実にはただ法令的に根拠を有するものが、今度の児童福祉法の改正に現れたわけでありまして、むしろこの人身賣買に對する政府の方策といたしましては、ただ法律條文に現れた問題だけでありまして、根本的の対策を講じておられますが、法律に根拠を置かないで、届出の義務を課するということになりまして、人に義務を課するわけですから法律を要する、こういう意味で法律の改正になつたわけでありまして、対策といたしましては、全般的な対策を講じておく、その一部分として法律の改正をして行く、こういうわけでありまして、

○小島政府委員 政府が現在とつておられるこの問題に對する具体的な対策をお伺いいたしておきたいと思つて、

○小島政府委員 この問題につきましては、われ／＼として、労働省の婦人少年局、労働基準局、あるいは文部省の社会教育局、学校教育局、あるいは法務省の人権擁護局、各省が一緒になりまして、一つの根本対策をきめまして、各省関係官の通牒をもつて府縣

に通知をいたしておるのでございまして、御承知の通り、こういう問題が起つた原因はいろいろあるのであります。これが対策といたしまして、一つには現在そういう子供を扱つておられる労働基準法違反、あるいは前借金があるという関係で、選ばれた児童に對していかなる保護をするかという点と、將來いかにこれを未然に防止する措置を講ずるかという二つの対策があるわけです。現在の問題といたしましては、栃木縣がこの問題に非常に多いのでありますが、新聞紙上では大分大きく宣傳されたのでありますけれども、われ／＼の厳密な調査によりまして、新聞紙上で騒がれたほど、人身賣買という問題は多くないのであります。栃木縣に例をとつてみますと、縣下全部調査いたしましたところによりまして、他人の家庭で養育、雇用されておる児童数は五千四百八十六名と出ておる。そのうち仲介者のある者が千四百十二名、仲介者のない者が大部分でございまして四千四百四十四名、それから前借金のある者はわずかに百八名で、ない者が五千三百七十八名といふことになつております。従つて今日大分騒がれた人身賣買という問題には、一つは労働基準法違反、あるいは職業安定法違反という問題、あるいは中間搾取という問題がございまして、そういう問題でたゞ／＼檢察局に検査された問題がありまして、いろいろございましてけれども、現在全体的な数から申しますと、児童で他人の家に養育されておる者は五千何百名のうち、割合全体的のパーセンテージから見ますと、今日では少い状況になつております。そして現在子供がどういふ

うに、そういうところで保護されておるかと言いますと、これらについても非常に詳しい調査をいたしたのであります。大部分は実家に帰るよりは、その家庭において養育された方がいいと希望する児童が多いという実情を見ましても、そう虐待にわたるような待遇を受けておる児童はきわめて少い実情になつておるのでございまして、ただ多少中間的に一部には従来の封建的な考え方から、前に申しましたように子供に前借金を負わせたり、あるいは長い間の契約期間労働義務を負わせるということもまれにありました。そういう関係で今言つた違反となりまして、新聞紙上をにぎわしたのであります。すけれども、これらの問題に關しては、現行の労働基準法、職業安定法、児童福祉法の改正によりまして、中間的な搾取階級に對しての取締りを徹底的にいたしたいと考へております。同時にまたそういう者の保護に關しては、新しく児童福祉法に盛り込まれた里親制度の問題を今非常に宣傳いたしておりました、ほんとうに子供の福祉になるような、りつばな福祉施設であるとか、あるいは里親のようなものを政府の手によりまして、でき得る限りあつせんをいたしまして、どうしても他人の家庭で養育しなければならぬ子供については、できるだけあたたい施設、家庭で保護するという施策を現在とつておるわけでありまして、ただ他人の家に養育される場合につきましても、なか／＼里親とか施設だけで全部まかなえるわけには行きません。従つて、他人の家庭において養育を受けるような児童というものは、將來もある程度あり得る。その場合において、われわ

います。

○荻田委員　それでは次に進むことにいたしまして、一應参考のためにお聞きしたいのですけれども、三十四條の

八項の中で、今度改正になる成人及び児童のため正當な職業紹介をした以外の者が、營利を目的として、児童の養育をあつせんする行為ということと、職業安定法の二十七條とどういふ關係にありますか。

○小島政府委員 たとえば今回の栃木縣とか福島縣の事例を見ましても、問題が職業安定法違反かはつきりしない場合がある。すなわち片方は職業をあつせんするという意味ではないので、

す。実は養育を目的のためにその子供を家庭に置いて育てているので、子供に対して何も労働をさせるとか、職業をさせるという意味ではないという場合がある。そういう場合において、仲介者になつて中間搾取をする者がありますけれども、そうすると現行の職業安定法とが労働基準法に違反になる。

いやくも職業をあつせんするとき、そういう中間搾取を取締るならば、家庭養育をあつせんする場合においてはもつと親切にやるべきであつて、中間搾取のようなことがあるべきではない。そういうことを營利とするものについては、新しいものを加えなければ、現行の法では不備である、こういう意味でこれをつけ加えたのであります。

○刈田委員 そういたしますと、やはり第三十四條の二の中に、今度は民間の児童福祉施設に對しまして、事前に届出をするというこの制度ができたわけなのですが、これを制定されました理由について伺ひたいのです。

○小島政府委員 これは第三十四條の二の問題ですが、御承知の通り現行法におきましては、すべて児童福祉施設は認可制度になつてゐるわけですから、こ

ろが児童福祉施設に該當しないという事で現在放任されているものがある。それをある一定の場合におきまして、認可には行かないけれども一定の届出制度といたしまして、場合によってはその問題について將來改善を命じたり、指導を命じたりする規定を置く必要がございまして、この規定を設けたのでございます。

○刈田委員 それはどういふ必要からできたのでございませうか。

○小島政府委員 たとえば民間におきまして、児童に關係する福祉施設と申しまして、児童の相談關係のいろ／＼のことはしておる場合がある。これは現行の児童福祉施設に該當しておりませんし、認可も何も放任されておりますので、そういう場合は一應届出制度にいたしまして、適當な指導を加えるようにしておく方が、全体の福祉施設のためにいいということから、こういう規定を置いたわけでございませう。

○刈田委員 そうしますと、適用される範囲は政令でこれを定めることになつておりますけれども、当局の方で考へになつておる範囲の中に、今民間でよく行われております子供会等は入る御予定でしょうか。

○小島政府委員 今われ／＼は、主として児童を對象とする会館とか遊園といふもの、あるいは児童の相談に關する問題といふようなことを考へておるのであります。子供のクラブの問題につきましては、現在のところあまり考へていないのであります。

○刈田委員 そうしますと、現在は考へておいてはならないけれども、將來必要に応じて、また政令でもつて勝手に届

出を要求することはできるわけですね。

○小島政府委員 届出ということとは別にそう大してむずかしいことではないと思ひます。ただ必要範囲といふものは多少問題があるので、そういう問題についてはある程度届出た方が、全体から見るといいと考へておるわけでありませう。

○刈田委員 しつこいようですけれども、これはすぐ問題になることですか、さらにお尋ねしたいのです。現在東京都内におきましても、無数に子供のクラブだとか施設があるので、この法律が施行されれば、すぐ届出の義務を負うようになるのですか。

○小島政府委員 そういふものを一應含まないものとしてわれ／＼は考へております。

○刈田委員 政令というふうなものの範囲は非常に漠然としておりますので、本來ならば政府がしなければならぬ福祉施設に對して、予算との關係から政府は非常にこの施策をさばつておるわけなのです。そのために一般の母親とか地区の組織などが協力して、そういう子供の施設をつくつておるのを、政府の側から言へば便宜を與えて

應援しなければならぬのに、今度の規定によつて、場合によつてはそういう重要な民間施設が崩壊するような手続を設けられたことは、かえつて逆じやないかという感を私も強くするわけですね。

○小島政府委員 たいへん誤解を生じておるようで、それを解いておきたいと思ひます。この届出は、現在非常に問題があるから取締るというばかりではなく、民間の適切な施設はわれ／＼

としても涵蓋し、大いに助長して行くわけでありまして、取締りの對象にのみ考へておるわけでは毛頭ございませぬ。

○刈田委員 この問題についてもう一つお聞きしたいことは、届出ることによつて助長する意味があるかもしれませんが、届出で非常によく運営されてけつこうだという場合には、政府の方から何らか物質的の援助でもあるのかどうか。

もう一つは届出ることに対して、たとへば厚生当局のお考えに沿わないような施設があれば、これを政令によつて解散を命じたりすることができるとか、この点について御答弁をお願いしたいと思ひます。

○小島政府委員 厚生当局の考へといふことではなくて、どこまでも児童福祉になるかならぬかといふ見地から問題を解決するのであつて、児童の問題につきましては、どこまでも児童の福祉の見地から、それが適當であるかどうかといふことで最低基準をきめられて、今のような届出制度を考へておるわけでありませうから、その点はそういうふうにお御了承願ひたいと思ひます。非常に悪い施設の場合だけは、ある程度事業の停止を命ずる規定があるのであります。

もう一つ、奨励金は今すぐ出るわけじやありませんけれども、將來われわれが児童福祉法を考へる場合におきましては、たとえば里親の問題にしても、ララの物資が来た場合に、それを里子に配給するといふことも考へておるのであります。だん／＼児童福祉からいへば、そのものを考へて行く場合において、そういう施設の存在をわれわれが知つておることは、非常に参考

になるし、また必要であるという意味から、届出といふことを考へておるわけでありませう。

それから今の取締りの問題につきましては、法律上必要な場合において、ある程度停止することができるとは、政令でなくて法律で規定されております。

○刈田委員 次に三十五條に児童福祉施設の最低の基準といふことが書いてありますが、具体的に言つて、児童の福祉施設の最低の基準はどういふところにあるのか。これをお伺ひしたいと思ひます。

○小島政府委員 私から申し上げるまでもなく御承知と思ひますが、とかく日本におきましては、施設をつくることに熱中いたしまして、施設ができ上つてしまつた、その施設がいかによく運営されておるかといふことについては、割合に官も民も無関心であることが、往々にしてあるのであります。そこで児童の問題につきましては、ほんとうに児童をかばつてやる者の保護について、十分に指導監督をすることが必要と考へるのであります。そうでないといふ間は、その問題について間違ひがあれば、それに対していろ／＼意見を言うことができませんけれども、子供に關する限りにおいては、國家がかつて保護してやらなければならぬといふことが非常に多いと思ひますので、そういう意味において最低を守らなければならぬ。子供に對する福祉上の措置、たとえば子供の施設の運営の問題でありますとか、職員の問題、すなわち児童福祉から考へられる設備の問

100

こと。最後には養老年金の問題であります。これを過去の養老年金の積立を基礎として平均しますと、これをもらいまして非常に少額でありまして、これは保険という意味から申しまして、これは問題にならないような額でありますので、これは委員会でも主張いたしました。つまり最後の報酬をもつて養老年金の基礎とするというものをぜひやっていただきたい。以上の条件をつけることによりまして本案に賛成いたします。

○堀川委員長 青柳君。

○青柳委員 私は民自党を代表いたしました。まして本案に賛成するものであります。

最近の経済情勢のもとにおきましては、医療費及び受給率の増加等によりまして、傷病給付に対する費用が著しく増高いたしております。この点はわれわれとして認めざるを得ない事実であります。でき得る限りは保険料率の引上げを行いたくないのであります。が、事実として認めざるを得ない。しかもこの保険の成立を危うからしめるために船員保護等はできなくなるということを考えました際に、どうしてもこの際はやむを得ずこの保険料率の引上げに賛成せざるを得ないのであります。ことに先般御審議になりました健康保険におきましては一部負担の制度がございまして、この保険にはその制度がないという点は非常にありがたいうことと存するものであります。しかも一方におきましてこの法律案においては、新しく漁船船員に対する養老年金の短縮、失業給付の増額というふうなよい点が十分見出されるのであります。ここにございましてこの法案について

て先ほどもお話がありました。健康保険に相当する部分に關しましての保険料率の引上げは、でき得る限りこれを避けたいのであります。政府におきましては將來この保険の財政を健全化する運籌の措置を講ぜられて、その好轉次第、可及的すみやかにこれを通減することをお努め願いたいのであります。それとともに先ほど田代委員からもお話がありました。厚生年金との通算の問題、並びに本保険法の中の厚生年金に相当する部分において積立てられております金額の利子の引上げ、並びにこれを船員の福利施設に運用せられる点を要望いたしまして本案に賛成するものであります。

ただ先ほど来お話がありました。われわれは社会保障制度の確立が一日もすみやかなることを望むものであります。しかしながらあの財力豊かなイギリスにおいてさえ、社会保障制度の実現にはまる五年を要したのであります。現在この日本の敗戦のもとにおきましては、ただちに社会保障制度の実現は至難であります。でき得る限りこれに早く手をつけて、五年を要せず、二年、三年の間に実現したいのであります。この点につきましてもできる限りすみやかに政府において社会保障制度の審議に手をつけられて、その実現をはかられたいのであります。

○堀川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○堀川委員長 起立総員。よつて本修正案は可決されました。

次に修正部分を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の御起立を願います。

○堀川委員長 起立多数。よつて修正部分を除く原案は可決されました。

次に児童福祉法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案の審査は終了いたしましたのであります。両案に關する本会議における討論者を、児童福祉法の一部を改正する法律案に對しましては堤ツルヨ君、荻田アサノ君、船員保険法の一部を改正する法律案に對しましては岡良一君に指名いたすに御異議ありませんか。

○堀川委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

○堀川委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

○堀川委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

○堀川委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

○堀川委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

○堀川委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。

○青柳委員 遺族並びに留守宅家族援護に關する小委員会の経過を御報告申し上げます。

本小委員会は四月十二日から五月七日までにあたりまして、七回小委員会を持ちました。その間におきまして各方面の意見を聴取、または本小委員会の中で意見を開かせまして、各方面にわたつての研究をいたしましたのであります。厚生省からは社会局並びに保健局の關係者、並びに引揚援護局の關係者、文部省の総務局、農林省の農地關係、大藏省の税の關係並びに予算の關係を招致いたしまして、質疑を聞かせ、なお全国の民生委員連盟、遺族連盟の代表者の意見などを聴取いたしましたのであります。そしていただいたところろいろ／＼論議がありましたが、遺族の問題だけを取上げてここにわれわれの意思を一應まとめたのであります。でき得ればこの決議を本会議におきまして決議案としてぜひ上程をお願いいたしたいと思つております。一應その案を朗読いたします。

遺族援護に關する決議案
戦死した者の多くは好んで戦場に
出たものではない。終戦後すでに四
年、その遺族は、戦争を憎悪し、平
和を希求し、國家の平和的再建を念
願して居る。しかるにこれらの遺族
に對する國家の処遇は他の戦争犠牲
者に對する援護に比して冷淡を極め
て居る。
今や遺族の多くは精神的に、物質
的に窮境のどん底に陥り、殊に、か
弱き女子にいたれば子供や老人の
重荷を背負ひ、厳しい社会の中に孤
立し生活苦と戦ひ、いばらの途をよ
るめきながら歩んでおり、人道上記

れを放置するに忍びないものがある。
遺族は遺族たるの故を以て他の犠
牲者より以上の援護を要求するもの
ではなく、少くとも他の犠牲者と同
等にして差別なき援護を要求しつゝ
ある。しかしながら遺族の中には老
人や婦女子が多い。政府はこの婦女
子に對する特殊の援護に出來得る限
りの温き措置を講ずべきである。

戦争に出たのは、多く國家の強制
による公務である。戦死者の多くは
公務による死亡者であることは言を
またぬ処であるが政府は改めてここ
にこの事実を確認すると共に之に伴
い速かに遺族に對する次の如き援護
方策を樹立して物心両面に亘る救済
の方途を講じ、之が速急なる實現に
努め、その結果につき、次期國會に
於て、本院に報告すべきである。

一、戦死者に對する葬儀その他の地
行事につき、一般文民同様の取扱
とすること。

二、遺族年金又は弔慰金を支給す
ること。

三、生活保護の基準額を眞に人た
るに値する生活を爲し得る程度迄
即時に引上げ特に老人、婦女子の
家庭の生活の確保を図ること。

四、子女の育英に對し特別の考慮
を拂ふこと。

五、生業扶助制度の活用及び生業
資金制度の拡充を図ること。

六、授産所、母子寮及び保育所を
増設すること。

七、その他課税、農地及び供出等
の問題に關して、老人、婦女子の
家庭の特殊事情を充分参酌し

て適當の改正を行うと共に、その実施上円滑を期すること。

右決議する。

こういう案文であります。一應の遺族援護についての結論をここに掲げたわけでありまして、決議案としてお取上げ願うに至つた次第であります。従前は遺族だけの決議案とか、遺族だけを取上げての問題は許されなかつたのが、ここに新たに取上げ得るようになり、またしたことは、私どもといひまして、ほんとうにうれしいことと思つております。何とぞ本委員会の皆様方におかれましては、会員こそつて御賛同をお願いいたします。なお本会議に上程いたしました際にも、一日も早く少しでも遺族に安心していただきたいために、関係御当局においてでき得る限り具体的な御発言をお願いいたします。今後とも努力いたしたいと存じます。本会議におきまして、この決議が決定いたしましたその後におきまして、われわれとしては遺族の問題のためには十分の力を注ぎたいと存じておる次第であります。何とぞこの決議につきまして全員の御賛同を得たいと思ひます。

現在までの小委員会の状態を御報告した次第であります。

○堀川委員長　ちよつと速記をとめてもらいます。

〔速記中止〕

○堀川委員長　速記を始めて。次に田代委員の質問に移りますが、ここで暫時休憩いたします。

午後三時十八分休憩

〔休憩の後は開会に至らなかつた。〕

昭和二十四年六月八日印刷

昭和二十四年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局